

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

名 称	定 数	所 管
総務委員会	7人	1 企画部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（私立学校及び土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び老人医療に関する事項を除く。） 4 収入役（会計課）、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の所管に関する事項 5 他の委員会の所管に属しない事項
文教委員会	7人	1 教育委員会の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（私立学校に関する事項に限る。） 3 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）
厚生委員会	7人	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び老人医療に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興及び生活経済に関する事項を除く。） 3 健康福祉部の所管に関する事項
建設委員会	7人	1 総務部の所管に関する事項（土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（生活経済に関する事項に限る。） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 水道部の所管に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の所管事項を改めるため、本案を提出します。